

大田市告示第69号

大田市少子化対策関連啓発事業補助金交付要綱（平成17年大田市告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大田市長 楫野弘和

第3条に次の1項を加える。

- 2 補助対象経費の算定に当たっては、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。